

日本年金機構の国民年金保険料収納事業
(平成19年度及び平成20年度 民間競争入札実施事業)
に対する評価

平成22年6月28日

内閣府

1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき民間競争入札が行われた日本年金機構の国民年金保険料収納事業（平成19年10月事業開始分及び平成20年10月事業開始分）について、実施期間終了後の内閣総理大臣による評価を実施し、本日6月28日の官民競争入札等監理員会に入札監理小委員会主査コメントとともに付議され、評価を確定した。

(注) 1 特殊法人 日本年金機構(昨年12月まで社会保険庁)所管の国民年金保険料収納事業は、公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日及び平成19年10月26日閣議決定）において、公共サービス改革法第14条に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することとされた。

2 公共サービス改革法第7条第8項の規定により、内閣総理大臣は、競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成することとされている。

2 内閣府による評価は、国の行政機関等がより良質かつ低廉な公共サービスを実現するために、事業の終了時に事後チェックを行うためのものである。内閣府は今回の評価において日本年金機構の対応の不十分であった事項に対し是正策等を指摘しており、厚生労働省及び日本年金機構が、この評価結果を踏まえて、今後は本事業が効率的かつ効果的な実施となるよう取り組むことを期待している。

(1) 国民年金保険料収納事業に対する本評価においては、

- ① 本事業の落札金額が毎年度大幅に低下する一方で、納付率の目標を達成しない年金事務所が増加し、納付率の水準が低下する傾向にあること、
- ② 日本年金機構が民間委託する際に、滞納者への納付督促の方法等を契約上具体的に指示せずに民間事業者の裁量に委ねていること
- ③ 納付率向上に効果的な戸別訪問を、民間事業者は経費がかかるとして十分に実施せずに、電話による納付督促に事業を集中していることが、納付率

の水準の低下の要因となっていること、

- ④ 民間事業者は、競争上、戸別訪問を大幅に削減してより安値の応札を行わざるを得ない状況にあること
等が判明した。

(2) このような状況では、公共サービス改革法の理念である、民間事業者の創意工夫による公共サービスの質の維持向上を図ることは困難と判断されることから、本評価においては是正措置として、以下の事項を厚生労働省及び日本年金機構に対して求めることとした。

- ① 現在実施中の事業（平成21年10月事業開始分）の改善
- ② 戸別訪問等の民間委託内容の具体化。社会保険庁時代の戸別訪問（国民年金推進員）の実績の開示等により、戸別訪問の期待水準を明確化すること。
- ③ 落札者決定に当たっての入札の総合評価方式について、除算方式から加算方式に変更し、価格評価点と比べて技術評価点の得点配分をより重くすること
- ④ 入札の評価に際しての得点配分に関し、戸別訪問の得点配分をより重くすること
- ⑤ 戸別訪問を実施することが事業上重要であることを達成目標として明らかにすること

3 本評価に対する対応として、7月6日閣議決定予定の公共サービス改革基本方針案の国民年金保険料収納事業の項目に評価内容を踏まえて事業を見直すよう記載を追加した。また、本評価と併せて本日6月28日の官民競争入札等監理委員会の議を経た日本年金機構作成の平成22年10月事業開始分の実施要項においては、内閣府による評価の指摘事項を受けて内容の大幅な見直しが行なわれている。

4 国民年金保険料の収納事業の実施要項の見直しが有効な事業実施と着実な成果をもたらす必要があることから、内閣府としては、今後、官民競争入札等監理委員会とも協議の上、平成21年10月事業開始分及び平成22年10月事業開始分の事後評価の開始時期を早め、実施状況のモニタリングを的確に行なう予定である。

以上

(参考)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
(平成十八年六月二日法律第五十一号)

第七条 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

2 公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置(特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。)についての計画(次号に掲げるものを除く。)

四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「官民競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「民間競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

(略)

8 内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

(略)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく(法令の制定又は改廃を要するものにあっては、その制定又は改廃後遅滞なく)、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならぬ。

(略)